



飯能市議会政務活動費 運用指針

令和7年4月

飯能市議会



目 次

1	政務活動費の概要	
(1)	制度の目的・経緯	1
(2)	政務活動費とは	1
(3)	政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	1
(4)	政務活動費の交付の概要	2
(5)	交付申請から収支報告までの流れ	2
(6)	その他	3
2	交付対象の変更について	4
3	政務活動費に関する情報公開について	4
4	政務活動費の使途について	4
(1)	政務活動費の支出にあたっての原則	4
(2)	実費支出の原則	4
5	政務活動費の使途基準	4
6	科目別の取り扱い例（政務活動費使途基準）	5
	調査研究費	5
	研修費	7
	広報費	9
	広聴費	11
	要請・陳情活動費	11
	会議費	12
	資料作成費	12
	資料購入費	13
	人件費	14
	事務所費	15
	その他の経費	16
7	政務活動費の充当が不適切な具体的事例	17
8	政務活動費関係書類の整理保管について	19
9	会計帳簿類の整備について	19
10	政務活動費審査会について	19
11	沿革	20
	参考 領収書のチェック要領	21
	様式第1号(第2条関係)政務活動費交付申請書	22
	様式第2号(第3条関係)政務活動費交付決定通知書	24
	様式第3号(第4条関係)政務活動費交付請求書	26
	様式第4号(第5条関係)政務活動費収支報告書	28
	様式第5号(第5条関係)政務活動事業実績報告書	30
	参考様式第1号(第5条関係)	
	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	32
	参考様式第2号(第5条関係)政務活動費出納簿	34
	参考様式第3号(第5条関係)ガソリン等燃料代支出記録	36
	参考様式第4号(第5条関係)雇用契約書	38
	参考様式第5号(第5条関係)政務活動業務 勤務実績表・領収書	40
	飯能市議会政務活動費の交付に関する条例	42
	飯能市議会政務活動費の交付に関する規則	45

1 政務活動費の概要

(1) 制度の目的・経緯

平成12年5月に地方自治法の一部改正が行われ、地方議会の活性化を図り、その審議能力を強化していくことを目的に地方議会の議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、地方議会の会派又は議員に対し調査研究に資するため必要な経費の一部として、条例により政務調査費を交付できる制度が設けられた。

本市では、この自治法の規定を受けて、飯能市議会政務調査費の交付に関する条例が制定された。(平成13年4月1日施行)

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、従来の調査研究活動に加えて会派・議員としての活動も支出が可能になり、名称が政務調査費から政務活動費に変更された。

(2) 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法及び飯能市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、飯能市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議員に交付されるものである。

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当させるべきものであり、政務活動以外の経費に使用することは認められていない。

(3) 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等に定める。

- ・地方自治法 第100条（抜粋）

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

- ・飯能市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・飯能市議会政務活動費の交付に関する規則
- ・飯能市議会政務活動費運用指針

(4) 政務活動費の交付の概要

① 交付対象

飯能市議会議員の職にある者に対して、市政に関する調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として政務活動費を交付する。

② 交付額及び交付日

交付額は議員1人当たり年額180,000円とし、各年度の最初の月に、当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を月割計算により交付する。また、年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の月分から月割計算により交付する。

(5) 交付申請から収支報告までの流れ

①「政務活動費交付申請書」の提出（規則第2条：様式第1号）

毎年度4月5日までに議長を経由して市長に提出する。 ただし、年度の途中で新たに議員となった場合は、議員となった月の翌月5日までに議長を経由して市長に提出する。（改選期は6月5日まで）
--



②「政務活動費交付決定通知書」の送付（規則第3条：様式第2号）

市長は交付申請を受理後、交付すべき額を決定して議員に送付する。



③「政務活動費交付請求書」の提出（規則第4条：様式第3号）

交付決定通知書を受理後、毎年度4月10日までに市長に提出する。 ただし、年度の途中で新たに議員となった場合は、議員となった月の翌月10日までに市長に提出する。（改選期は6月10日まで）



④ 交付

毎年度4月25日に指定口座に送金する。 ただし、年度の途中で新たに議員となった場合は、議員となった月の翌月25日に指定口座に送金する。（改選期は6月25日）※上記の交付日が休日の場合は前日。
--



⑤ 政務活動の記録及び資料整理（規則第5条、第6条、第7条）

ア 他の団体が開催する研修会等に参加したとき。 イ 調査研究活動のため、出張したとき。
--

ウ 領収書等を徴することができなかったとき。

エ 調査研究活動のために必要な図書、資料を購入したとき。

オ 広報・広聴活動を行ったとき。

カ 要請・陳情活動を行ったとき。

キ 各種会議、団体等が開催する意見交換会に参加したとき。

など、資料の整理及び収支等を管理するため「政務活動費出納簿」(参考様式第2号)、「ガソリン等燃料代支出記録」(参考様式第3号)、「雇用契約書」(参考様式第4号)、「政務活動業務 勤務実績表・領収書」(参考様式第5号)に必要事項を記載する。



⑥ 領収書等の整理 (規則第5条、第6条、第7条)

支出にあたっては、原則として領収書を徴することになっているので、整理保存する。また、領収書その他の支出すべき書面を徴し難い事情があった場合は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」(参考様式第1号)を作成する。



⑦「政務活動費収支報告書等」の提出 (条例第5条、規則第6条：様式第4号、第5号)

これらの資料を基に政務活動費収支報告書及び政務活動事業実績報告書を作成し、翌年度の4月30日までに議長へ提出する。(当分の間は半期ごとに提出を求めるものとする。)ただし、年度の途中で議員でなくなった場合、議員でなくなった日から30日以内に議長へ提出しなければならない。



⑧「政務活動費収支報告書等」の送付 (規則第6条：様式第4号、第5号)

議長は、提出された収支報告書及び実績報告書の写しを市長に送付する。



⑨「残余金」の返還 (条例第6条)

政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた年度の政務活動費の総額から、当該年度に支出した総額を控除して残余がある場合は、速やかに返還しなければならない。また、年度の途中において議員でなくなったときも同様とする。

(6) その他

収支報告書の記載等の審査について

議長からの依頼を受けて、議会の任意の組織である政務活動費審査会(各会派から1名と、無所属議員で構成)において、収支報告書の確認、広報紙面の確認を行う。(政務活動費審査会での指摘事項、疑義が生じた事項などは、当該議員に知らせるとともに、議長に報告後、全議員に周知し必要に応じて協議して是正していく。)

2 交付対象の変更について

議決機関、監視機関として議会の活性化を図るためには、審議能力を強化していくことが必要であり、政務活動費をより有効に活用しなければならない。市政に関する調査研究その他の活動を行うにあたり、各議員が専門性を発揮しながら、自主的に決定し、その説明責任を自ら果たすことがより求められていることに対応するため、政務活動費の交付の対象を会派から議員に改めた。

3 政務活動費に関する情報公開について

提出書類はすべて情報公開の対象とする。

また、収支報告書、実績報告書及び運用指針は飯能市議会ホームページに掲載する。

このように政務活動費の収支にかかる資料等については、情報公開の手続きを経ずに自主公開することとする。

4 政務活動費の使途について

(1) 政務活動費の支出にあたっての原則

① 調査研究その他の活動目的が、市政との関連性があること

調査研究その他の活動は多岐に渡ると考えられるが、政務活動費は公金であるため、その活動は市政との関連性があることが前提となる。

② 調査研究活動の支出に合理性・必要性があること

政務活動費の支出が、調査研究その他の活動の目的からみて合理性・必要性があることが前提となる。必要以上の数量の購入や、著しく不相応な日程の視察旅費の支出などは、政務活動費として支出できない。

③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること

支出金額が、社会通念上著しく高額なものは支出できない。

(2) 実費支出の原則

調査研究その他の活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、調査研究その他の活動に要した費用の実費を支出することが原則となる。

5 政務活動費の使途基準

政務活動費の支出については、飯能市議会政務活動費の交付に関する条例の別表に記載してある例示のほか、何に充当できるか例を示し、使途基準を明確にするものである。

6 科目別の取り扱い例（政務活動費使途基準）

調 査 研 究 費

〔内容〕

議員の行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託のために要する経費

〔対象経費〕

- ・ 調査研究のための交通費（有料道路料金、駐車料金、レンタカー代、ガソリン代含む）
※ガソリン代については、満タン方式とし、ガソリン等燃料代支出記録（参考様式第3号）を作成する。
- ・ タクシー代（タクシー利用の必要性が説明でき、乗車区間を記載すること）
- ・ 宿泊料（旅行会社の取扱手数料含む）
- ・ 市外の視察先への手土産（社会通念上妥当と認められる範囲内）
- ・ 調査に伴う施設入場料
- ・ 先進地調査又は現地調査への参加者負担金など
- ・ 先進地調査又は現地調査を実施する場合は、事前に議会事務局へ連絡をして、議会事務局から相手方に公文書で視察依頼を行ったうえで、政務調査を実施する。

〔対象外経費〕

- ・ 参加者の昼食代
- ・ 宿泊に伴う食事以外の飲食代
- ・ 参加者の日当
- ・ 調査以外での目的のための経費
- ・ 市内の視察先への手土産
- ・ キャンセル料（天災等やむを得ない場合を除く）
- ・ ボランティア活動

【留意事項】

- ・ 市内の視察先への手土産は、公職選挙法第199条の2公職の候補者等の寄附の禁止に該当するため認めない。
- ・ 国や県に対する調査研究活動について、相手方の名刺を添付した報告書がある場合は、交通費のみ認める。首都圏（近県）の行政以外の団体については事前に議会事務局へ相談する。

※研修費と同じ

【参考】

- ・長崎地裁（平成27年8月11日）

旅費として航空運賃ないし鉄道賃と宿泊に要した費用のうち市政に関する調査研究に資するための必要な支出として交付されるのは、その実費というべきである。

- ・長崎地裁（平成28年3月11日）

午後11時から翌朝6時までの利用に係るタクシー代については、特段の事情がない限り、社会通念上、市政に関する調査研究に資する必要な経費ということはできず、その全額が目的外支出にあたるというのが相当であり、かかる特段の事情を認めるに足る証拠はない。

研 修 費

〔内容〕

議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費

〔対象経費〕

- ・ 研修会、研究会等の会場借上料
※領収書に開催日がない場合は追記し、参考に案内文書やチラシ等を添付する。
- ・ 講師謝金
- ・ 研究会、研修会に参加するための出席者負担金、会費（研修会等の案内文書を添付）
- ・ 研究会、研修会に参加するための交通費（有料道路料金、駐車料金、レンタカー代、ガソリン代含む）
※ガソリン代については、満タン方式とし、ガソリン等燃料代支出記録（参考様式第3号）を作成する。
- ・ 宿泊費等
- ・ 講師食事代、お土産代、茶菓子代（社会通念上妥当と認められる範囲内）

〔対象外経費〕

- ・ 出席者の昼食代（出席者の負担金に含まれる場合を除く）
- ・ 宿泊に伴う食事以外の飲食代
- ・ 政党及び政治団体が主催する研修会等への出席経費
- ・ 会派内の会議や打ち合わせの際の食事代
- ・ キャンセル料（天災等やむを得ない場合を除く）

【留意事項】

- ① 宿泊料については、市基準（飯能市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条）15,000円（1泊2食）以内、宿泊に食事代が含まれていない場合、1泊について食事代は3,000円以内（税込）とする。ただし、アルコール飲料が含まれているものは認められない。
- ② 日当は、支出できない。
- ③ 出発する駅（飯能駅・東飯能駅）までの交通費や駐車場代は、支出できない。
- ④ 移動手段は原則として、公共交通機関を利用するものとする。タクシーの利用は、時間や場所等の事情により公共交通機関が利用できない場合に限る。
- ⑤ ETCを利用した場合は、料金の確認ができる明細書を添付する。
- ⑥ 県外への視察等の終了時において、不必要な宿泊は認めない。
- ⑦ 不必要な前泊は認めない。（ただし、始発列車で出発しても開始時間に間に合わない場合は前泊を認める。）

⑧交通経路及び宿泊地の確認をするため、行程表及び費用明細書等を添付する。

【参考】

・政務活動費に関するQ&A（32頁）：全国市議会議長会

会派、議員が主催する研修会の開催費用（例：会場費、講師謝金など）への支出の適否について、政務活動費が会派や議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費であることに鑑み、判例等は研修の狙いとする対象者が基本的に議員であるのはもちろんのこと、その内容が単なる一般教養もしくはこれに類するものを対象とするものではなく、市議会議員として求められる政策立案や監視権の行使につながるようなものであることが必要であると考えられる。

・大阪地裁（平成25年2月27日）

研究研修費の支出が認められる「研究会又は研修会」に当たるためには、少なくとも会派所属議員が会合に参加し研究又は研修の主体となる必要があると解されるところ、会派の主張によっても、各教室は地域住民を対象としたものであり、議員はその場に居合わせて参加者と会話をするに過ぎないというのであるから、「研究会又は研修会」には該当しないというべきである。

・政務活動費に関するQ&A（37、38頁）：全国市議会議長会

大学院等の学費に対して政務活動費を充当することについて、判例等は議員の調査研究活動等の基盤の充実につながる内容と判断される場合、認めている。つまり、受講内容が、今後市議会議員として一般質問や議案審議などを行う際の基盤となるようなものであることが必要と考えられる。

広 報 費

〔内容〕

議員の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費

〔対象経費〕

- ・ 市政報告等のための会場借上料、開催通知に係る印刷製本費・送料等
※領収書に開催日がない場合は追記し、参考に案内チラシや文書を添付する。
- ・ 市政報告等の広報紙発行に係る印刷製本費・送料等（新聞折り込み代、ポスティング代含む）
※広報紙は、報告書に併せて添付する。
※本会議等で取り上げた内容については、市政報告等として扱うことができる。

〔対象外経費〕

- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動に関する広報紙発行に係る印刷製本費、送料代
- ・ 広報活動に伴う飲食代等
- ・ 広報紙に後援会活動に関する掲載のあるもの
- ・ 茶菓子代

【留意事項】

○広報紙について

- ・ 発行者の住所は、自宅または議員事務所とする。
※会派広報紙の場合の住所・氏名は会派の代表者または会派全員を併記する。
- ・ 顔写真の大きさは、名刺大までとする。
- ・ 広報紙には政務活動費で作成している旨を掲載する。
（文面「この広報紙は、政務活動費で作成しています。」大きさ、掲載位置は不問）
- ・ 政務活動費審査会において掲載内容の確認を行い、指摘事項は全議員と協議する。
- ・ 広報紙については、市内に掲示することも可能とする。なお、掲示する広報紙の大きさについては制限しない。
- ・ 印刷製本費、送料等（新聞折込、ポスティング含む）の領収書には、枚数を追記する。

【参考】

・政務活動費に関するQ&A（４２頁）：全国市議会議長会

広報費については、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が共存する可能性がある。広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて、住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めています。その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとし、その場合については、多くの判例が５０％を基本としている。議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載するのは必要最低限にとどめ、掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について裁判で立証できるのか十分な検討が必要と考えられる。

・長崎地裁（平成２７年１月１３日）

本件広報誌の表紙や本文には、A議員の氏名、写真及び似顔絵、住所、経歴などのプロフィールが大きくあるいは目立つようにレイアウトされ、表紙の下部には「市政へのご相談などはA（住所と携帯番号が記載）まで」と記載があることが認められ、これらによれば、本件広報誌等の作成費用には調査活動費としての市政活動等の広報を行うために要する経費だけでなく、実質的にはそれ以外のA議員の政治活動のための経費が含まれていると推認される。A議員からは当該支出のうち政務調査活動に支出した割合についての合理的な説明がないから、その２分の１は目的外支出というのが相当である。

・奈良地裁（平成２８年１２月２７日）、仙台地裁（平成２９年１月３１日）、神戸地裁（平成３０年４月１１日）

議員の写真（顔写真、拡大写真や活動状況を写した写真、会派所属議員の集合写真等）、プロフィール、信条、挨拶文等の記事がある市政報告紙・県政報告紙に係る政務活動費充当額の４分の１から２分の１が違法である。

広 聴 費

〔内容〕

議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費

〔対象経費〕

- ・公聴会、意見交換会開催のための会場借上料、印刷物、資料作成費
 - ・市民ニーズを把握するためのアンケート用紙印刷代
- ※実際に作成した資料やアンケートを報告書に併せて添付する。

〔対象外経費〕

- ・会議に伴う飲食代
- ・茶菓子代等

【参考】

- ・政務活動費に関するQ & A（53頁）：全国市議会議長会

支出の根拠となった開催の場所が政務活動を行う場所として適当なのか、会議の内容が主に市政に関する意見交換や議論などを行うための会合なのか、参加者や参加対象者が後援会のメンバーといった特定のメンバーやグループになっていないかなど、政務活動の一環である会議としての要素を備えているか、十分に吟味する必要があると考えられる。

要 請 ・ 陳 情 活 動 費

〔内容〕

議員が要請、陳情活動を行うために要する経費

〔対象経費〕

- ・要請、陳情活動を行うための印刷費
- ・要請、陳情活動を行うための交通費、宿泊費
- ・要請、陳情活動を行うための文書通信費

〔対象外経費〕

- ・政党活動、選挙活動、後援会活動に関する活動

会 議 費

〔内容〕

議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費

〔対象経費〕

- ・ 会議を開催するための会場費、印刷費、文書通信費
※実際に作成した文書等を添付する。
- ・ 会議に参加するための交通費、参加費

〔対象外経費〕

- ・ 政党活動、選挙活動、後援会活動に関する会議の開催又は参加

【参考】

- ・ 広聴費と同様

資 料 作 成 費

〔内容〕

議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

〔対象経費〕

- ・ 調査報告書等の印刷製本費
- ・ 調査研究活動に伴う委託料及び翻訳料、コピー料金等

〔対象外経費〕

- ・ 名刺

資 料 購 入 費

〔内容〕

議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

〔対象経費〕

- ・ 図書（領収書等に本の名称が必要）
 - ・ 資料代（専門誌、業界紙を含む）
 - ・ 広域行政など政務調査活動に係る近隣市の住宅地図
 - ・ 政務調査活動に使用するタブレット端末に係る図書
 - ・ 広辞苑
 - ・ 電子書籍、電子地図
 - ・ 有料データベース使用代
- ※書籍などを購入した際の送料、インターネットで購入した際の送料・代引手数料、金融機関の振込手数料も含めることができる。

〔対象外経費〕

- ・ 百科辞典、週刊誌、漫画等市政調査になじまない書籍
- ・ 政党で発行する新聞、雑誌等の購読料等
- ・ 一般新聞、スポーツ新聞購入費
- ・ 自己啓発的な意味合いのある図書等

【留意事項】

- ・ 書籍などの年間購読料については現金主義の観点から支払日を基準とする。ただし改選期においては、期間がまたがらないように支払いを按分する。
- ・ 資料の題名が領収書等でわからない場合は、表紙のコピー等題名がわかるものを添付する。

【参考】

- ・ 東京高裁（平成30年5月24日）

書籍購入料は、支払い証明書等の写しによれば、1年間の購読料とされ、それを平成21年9月4日に支出しているところ、実費充当の原則から考えれば、少なくとも平成21年9月ないし平成22年3月分以外の購読料は平成21年度外の経費に相当するといえる。（中略）以上により、平成21年度外の支出であると認められる分の支出については、本件用途基準に適合しない違法な支出である。

人 件 費

〔内容〕

議員の行う調査研究その他の活動を補助する職員を雇用する経費

〔対象経費〕

- ・ 調査研究その他の活動を補助する職員を雇用するために必要な事務員・アルバイト賃金、社会保険料等の経費

〔対象外経費〕

- ・ 秘書的な人件費
- ・ 生計を一つにする親族の雇用

【留意事項】

- ・ 職員を雇用する場合は、雇用契約書（参考様式第４号）又は任意の雇用契約書及び政務活動業務勤務実績表（参考様式第５号）を作成する。

【参考】

- ・ 政務活動費に関するＱ＆Ａ（６４頁）：全国市議会議長会
勤務実態が専ら政務活動で占められているということが立証されない場合、基本的には全額ではなく一定の割合（按分）を充当するべきであるとしている。
- ・ 奈良地裁（平成２６年１１月２７日）
政務調査費を人件費等に充当した職員について、当該職員が選挙活動ないし後援会活動などの調査研究以外の活動に従事していたことが認められる場合においては、当該職員が調査研究活動に従事した割合等について格別の主張及び立証が行われない限り、当該職員の活動のうち少なくとも５０パーセントは調査活動外であったと認めるのが相当であり、当該部分については目的使用外に当たるといふべきである。

事 務 所 費

〔内容〕

議員の行う調査研究その他の活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

〔対象経費〕

- ・ 事務所の賃借料、維持管理費（契約書の写しが必要）
- ・ 事務所の賃借料等が対象経費として認められる事務所で使用するパソコン、コピー機、ファックス等、事務機器のリース代

〔対象外経費〕

- ・ 議員本人又は親族の所有する事務所の賃借料（法人所有も含む）
- ・ 自宅の一室を事務所とした経費

【参考】

- ・ 政務活動費に関するQ&A（71頁）：全国市議会議長会

事務所の賃貸料として政務活動費を充当することについて、判例等は、これを認めていますが、事務所費として支出された賃貸料が適切なものか、これを証明するものとして、賃貸借契約の作成を求めています。口頭などによる契約（例：親族等との契約）ではなく、正式な書面による契約を行うことが適当と考えられる。

そ の 他 の 経 費

〔内容〕

上記以外の経費で議員の行う活動のために必要な経費

〔対象経費〕

- ・ 事務用品等の消耗品費等
- ・ コピー代、ファックス代
- ・ パソコンソフト（備品ではなく、消耗品として扱う）
- ・ 議員控室のインターネットのメールアドレス料
- ・ 郵便料（アンケート調査等の返信分含む）
- ・ ＳＤカード、ＵＳＢメモリー

〔対象外経費〕

- ・ 交際的な経費（慶弔経費、見舞金、餞別）
- ・ 政党、会派の活動費・運営に関する経費（会費、党費、党大会参加費、会議経費）
- ・ 議員個人に関する経費（保険加入料、個人活動に属する経費等）
- ・ 電話回線使用料（携帯電話含）
- ・ パソコン講習等自己啓発に関する経費
- ・ 電子機器類（パソコン、デジタルカメラ等）
- ・ ホームページの維持管理費用

【留意事項】

- ・ 政務調査及びその他の活動に伴うものであれば数量、金額については上限を設けない。
- ・ 郵送料として事前に切手シートを購入することは可能だが、使用枚数の適切な管理を行う。また、議員の任期満了時には清算する。

7 政務活動費の充当が不適切な具体的事例

① 慶弔費その他の交際費的経費

具体例

- ・ 慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・ 病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状の購入・印刷経費
- ・ 宗教活動に係る経費
- ・ 専ら個人的な立場においてすべき会費
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会費、同窓会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費等)
- ・ 各種団体への寄付金、支援金等
- ・ 政党パーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・ 親睦を目的とする会合の経費
- ・ レクリエーション経費

② 政党の活動に係る経費

具体例

- ・ 党費、党大会の参加費、党大会の賛助費、党大会参加に係る経費等
- ・ 政党の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する費用
- ・ 政党組織の事務所経費（人件費を含む）
- ・ その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等

③ 後援会活動に係る経費

具体例

- ・ 後援会の広報誌等の作成・発送に係る経費
- ・ 後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む）
- ・ その他後援会に係る経費

④ 選挙活動に係る経費

具体例

- ・ 選挙ビラ等の作成経費
- ・ 選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む）
- ・ その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

⑤ 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

具体例

- ・ 新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・ 「市政の調査研究」のために行う、社会通念上不適切な場所での飲食経費

⑥ 会派又は個人の資産形成に係る経費

具体例

- ・ 事務所の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く)
- ・ 自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・ カーナビ購入費 (リース車両に設置されたもの以外)
- ・ 自宅事務所の賃料
- ・ 研究会、研修会又は研究調査活動時に加入する旅行保険等

⑦ 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)その他法令等の制限に抵触する経費

具体例

- ・ 公職選挙法第 199 条の 2 の寄付金に該当する経費
- ・ 祭りへの寄付や差し入れ
- ・ 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・ 町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・ 各団体からの案内 (催し物、会合等) に対する寄付行為
- ・ 応援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

⑧ その他政務活動費として支出が不適切な経費

具体例

- ・ 挨拶やテープカットだけの会合への出席費用
- ・ 自動車の維持管理費 (自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代)

⑨ 使途不明の支出に係る経費

具体例

- ・ 領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明なもの
- ・ 領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できないもの

8 政務活動費関係書類の整理保管について

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理保管し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類を当該政務活動費にかかる収支報告書の提出期限の日から起算して5年間保管する。

9 会計帳簿類の整備について

会計帳簿類の種類や様式については、下記の参考様式にて作成するものとする。

- ① 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（27ページ 参考様式第1号）
- ② 政務活動費出納簿（29ページ 参考様式第2号）
- ③ ガソリン等燃料代支出記録（31ページ 参考様式第3号）
- ④ 雇用契約書（33ページ 参考様式第4号）
- ⑤ 政務活動業務 勤務実績表・領収書（35ページ 参考様式第5号）

10 政務活動費審査会について

政務活動費が使途基準を逸脱して支出された場合は、返還問題や、住民監査請求などが提起され、政務活動費の支出権限を有する市長及び支出した議員、さらに市議会全体の責任が問われることになる。また、政務活動費の情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を高め、市民への十分な説明責任を果たさなければならない。

このようなことから、議員自らの自己責任において適切な政務活動費の取扱いを行うため、議会の任意の組織である政務活動費審査会を設置する。

〔所掌事項〕 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 収支報告書及び事業実績報告書の審査に関すること
- ② 広報紙の紙面の審査に関すること
- ③ 条例、規則及び運用指針に関すること

〔組織〕 各会派から1名と、無所属議員をもって組織する。

〔会議〕 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。なお、審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

〔関係議員の出席等〕

審査会は特に必要と認めるときは、関係議員の出席を求めて意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

〔審査の反映〕

この審査会での指摘事項、疑義が生じた事項などは、当該議員に知らせるとともに、議長に報告後、全議員に周知し必要に応じ協議して是正していく。なお、決定事項等は、運用指針を改正し掲載していくものとする。

1 1 沿革

策定 平成23年4月1日

改定 平成24年4月1日

改定 令和元年5月1日

改定 令和7年4月28日

改定 平成23年10月1日

改定 平成25年3月1日

改定 令和5年4月26日

参考

領収書のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日付	領収した日が記載してあること。
2	あて名	議員名が記載してあること。 ※宛名に「飯能市議会議員」の表記はしなくてよい。 ※宛名のないもの、上様となっているものは不可 ※会派共用の場合は「会派名」を記載すること。
3	発行者	記名押印がされていること。
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但書き	何の代金か明確に記載してあること。 ※お品代、商品代、印刷代、本代などの記載は認められない ので、具体的な商品名、書籍名などを記載。ただし、別紙 明細書による具体的な内訳が示されているものは可。
6	印紙	領収書の記載金額が5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	訂正箇所にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者の押印（訂正印）がしてあること。
8	銀行振込み	請求書及び振込み済通知書などを提出すること。（振込み手数料が確認できる書類がある場合は振込み手数料を合算することができる）
9	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについて、これを領収書として取り扱うことができる。 ※あて名の記載がないレシートは、レシートにあて名を補記する。
10	その他	感熱紙による領収書、レシート等は時間の経過とともに印字が薄くなったり、消えてしまうので、必ずコピーをとっておくこと。 クレジットカードでの支払いも可。

様式第 1 号（第 2 条関係）

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

（あて先）飯能市長
（飯能市議会議長経由）

議員氏名

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条の規定により、下記のとおり
政務活動費を申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） _____ 円

記載例

様式第1号（第2条関係）

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）飯能市長
（飯能市議会議長経由）

議員氏名 〇〇〇〇〇

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり
政務活動費を申請します。

記

1 交付申請額（ 令和〇〇年度分 ） 〇〇〇〇〇〇 円

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

飯能市長 氏 名



年 月 日申請のあった政務活動費の交付については、下記のとおり決定したので、飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） _____ 円

記載例

様式第2号（第3条関係）

政務活動費交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 様

飯能市長 氏 名 〇〇〇〇〇 

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請のあった政務活動費の交付については、下記のとおり決定したので、飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

1 令和〇〇年度政務活動費交付決定額（年額） 〇〇〇〇〇〇〇〇 円

政務活動費交付請求書

年 月 日

（あて先）飯能市長

議員氏名

印

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 _____ 円

ただし、 年 月分 ～ 年 月分

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合			店
	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号		
	フリガナ 口座名義				

記載例

様式第3号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）飯能市長

議員氏名 〇〇〇〇〇 印

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 〇〇〇〇〇〇 円

但し、令和〇〇年〇〇月分 ～ 令和〇〇年〇〇月分

振 込 先	金融機関名	〇〇〇〇 銀行・信用金庫 〇〇〇支店 農業協同組合		
	預 金 種 目	■普通 □当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
	フリガナ 口座名義	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇		

報酬と同一口座でも可

政務活動費収支報告書

年 月 日

（あて先）飯能市議会議長

議員氏名

飯能市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり
年度の政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 政務活動費 _____ 円

2 支 出 _____ 円

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費		
合 計		

3 残額 _____ 円

- （注）
- 1 備考欄には、支出の内訳を記載すること。
 - 2 領収書その他支出を証する書類の写しを添付すること。
 - 3 政務活動費収支報告書に係る政務活動事業実績報告書を添付すること。

記載例

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）飯能市議会議員長

議員氏名 〇〇 〇〇

飯能市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和〇〇年度の政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 政務活動費 180,000円2 支 出 165,000円

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	95,000	〇月〇日 〇〇市視察 交通費等
研 修 費	12,000	〇〇セミナー参加費 交通費等（乗車区間を掲載）
広 報 費	30,000	議会報告作成 〇〇〇枚
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	20,000	本購入費 〇冊
人 件 費		
事 務 所 費		
その他の経費	8,000	消耗品、コピー代
合 計	165,000	

3 残 額 15,000円

- （注） 1 備考欄には、支出の内訳を記載すること。
2 領収書その他支出を証する書類の写しを添付すること。
3 政務活動費収支報告書に係る政務活動事業実績報告書を添付すること。

様式第 5 号（第 5 条関係）

政務活動事業実績報告書

議員氏名

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第 5 条第 2 項の規定により、 年度
政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等

（注） 使途基準の項目別に記載すること。

記載例

様式第5号(第5条関係)

政務活動事業実績報告書

議員氏名 ○○ ○○

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則第5条第2項の規定により、令和○○年度政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

月 日	事業名	事業概要及び成果等
○○月○○日 ～ ○○月○○日 ※実際に視察した日を入れてください。	先進都市視察	1. ○○県○○市(○○月○○日) ◇視察目的 ○○のための○○を視察 ◇成果 2. ○○県○○市(○○月○○日) ◇視察目的 ○○のため○○を視察 ◇成果 ☐ 参加者 ○名 ○○ ○○
○○月○○日	○○セミナー参加	1 主催者 ○○○○ 2 会場 ○○○○ 3 参加者 ○○○○ 4 概要

(注) 使途基準の項目別に記載すること。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出年月日	支出の金額 (円)	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴 し難かった事由

議員氏名

注 「支出の目的」の欄には、支出の目的（乗車券、講師謝金等）、枚数、員数等を記載
ください。

記載例

参考様式第1号（第5条関係）

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出年月日	支出の金額 (円)	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事由
〇〇.〇.〇〇	1,160 円	乗車券（往復）	自動券売機で購入のため（飯能→東京）1 枚
〇〇.〇.〇〇	650 円	乗車券	自動券売機で購入のため（東飯能→大宮）1 枚

議員氏名 〇〇〇〇〇

注 「支出の目的」の欄には、支出の目的（乗車券、講師謝金等）、枚数、員数等を記載ください。

年度 政務活動費出納簿

NO 1

議員氏名

[illegible]

記載例

参考様式第2号（第5条関係）

令和〇〇年度 政務活動費出納簿

NO 1

議員氏名 〇〇 〇〇

年月日	摘 要	収入（円）	支出（円）	残高（円）	科目	領 収 書 番 号
〇月〇日	〇〇年度交付分	180,000		180,000		
〇月〇日	月刊「×××」購読料		〇〇〇〇	〇〇〇〇	資料購入費	〇
〇月〇日	参考図書代「〇〇〇」		〇〇〇〇	〇〇〇〇	資料購入費	〇
〇月〇日	△△市行政視察手土産代		〇〇〇〇	〇〇〇〇	調査費	〇
〇月〇日	△△市行政視察2名交通費		〇〇〇〇	〇〇〇〇	調査費	〇
〇月〇日	5～7月分コピー代		〇〇〇〇	〇〇〇〇	その他の経費	〇
〇月〇日	5～7月分FAX代		〇〇〇〇	〇〇〇〇	その他の経費	〇
〇月〇日	参考図書代「〇〇〇」		〇〇〇〇	〇〇〇〇	資料購入費	〇
〇月〇日	〇〇セミナー参加費2名		〇〇〇〇	〇〇〇〇	研究研修費	〇
〇月〇日	議会報告書作成〇〇枚		〇〇〇〇	〇〇〇〇	広報費	〇
〇月〇日	会場使用料		〇〇〇〇	〇〇〇〇	広報費	〇
〇月〇日	2～3月分コピー代		〇〇〇〇	〇〇〇〇	その他の経費	〇
〇月〇日	2～3月分FAX代		〇〇〇〇	〇〇〇〇	その他の経費	〇
合 計		180,000	〇〇〇〇	〇〇〇〇		

ガソリン等燃料代支出記録

年 月分

議員名 _____

調査日	調査先	調査目的	走行距離（k m）/円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円

合 計	k m	円
-----	-----	---

記載例

参考様式第3号（第5条関係）

ガソリン等燃料代支出記録

令和〇〇年〇〇月分

議員名 〇〇〇〇〇

調査日	調査先	調査目的	走行距離（k m）/円
〇月〇日	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇〇行政視察	〇〇〇 k m 〇〇〇〇 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
			k m 円
合 計		〇〇〇〇〇 k m	〇〇〇〇〇〇円

雇 用 契 約 書

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
電話番号		緊急時の連絡先	

下記条件にて契約します。

雇用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就業場所	
職務内容	
就業時間	
休 日	
給与（賃金）	
給与支払日	
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

年 月 日

雇用者 氏 名

⑩

被雇用者氏 名

⑩

記載例

参考様式第4号（第5条関係）

雇 用 契 約 書

氏 名	〇〇 〇〇	生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	緊急時の連絡先	〇〇〇- 〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記条件にて契約します。

雇用期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
就業場所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇
職務内容	〇〇〇〇〇〇〇
就業時間	午前〇〇時〇〇分 ～ 午後〇〇時〇〇分
休 日	〇〇〇〇〇
給与（賃金）	〇〇〇〇〇〇 円
給与支払日	毎月〇〇日
給与振込先	〇〇銀行〇〇支店 普通 口座番号〇〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇〇

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

雇用者 氏 名	〇〇〇〇〇	Ⓜ
被雇用者氏 名	〇〇〇〇〇	Ⓜ

政務活動業務 勤務実績表・領収書

年 月分

議員名

日付	曜日	勤務時間	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
日				
合 計				

上記のとおり勤務したことを証明します。

氏 名

⑩

金 円	左記金額を領収いたしました。
	年 月 日 氏名 ⑩
【政務活動費充当計算】 政務活動業務時間〔 時間〕×単価〔 円〕＝ 円	

記載例

参考様式第5号（第5条関係）

政務活動業務 勤務実績表・領収書

令和〇〇年〇〇月分

議員名 〇〇〇〇〇

日付	曜日	勤務時間	うち政務活	政務活動業務内容
			動業務時間	
〇日	〇	〇〇～〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇日	〇	〇〇～〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇日	〇	〇〇～〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇日	〇	〇〇～〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇日	〇	〇〇～〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
合 計			〇〇	

上記のとおり勤務したことを証明します。 氏 名 〇〇〇〇〇 ⑩

金 〇〇〇〇〇〇 円	左記金額を領収いたしました。 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名 〇〇〇〇〇〇 ⑩
【政務活動費充当計算】 政務活動業務時間〔 〇〇 時間〕×単価〔 〇〇〇〇 円〕＝〇〇〇〇〇〇 円	

飯能市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、飯能市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、飯能市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、年額18万円とし、年度ごとに交付する。

2 政務活動費は、各年度の最初の月に、当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を月割計算により交付する。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の月分から月割計算により交付する。

4 政務活動費の交付日は、第2項の場合にあっては4月25日とし、前項の場合にあっては、議員となった日の属する月の翌月の25日とする。ただし、その日が飯能市の休日を定める条例（平成元年条例第30号）に規定する市の休日に当たるときは、その前日とする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、議員が行う調査、研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の

総額から、当該議員がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、その年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第7条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第15号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成23年度分の政務調査費から適用し、平成22年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付された政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の飯能市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

政務活動費使途基準

項 目	内 容
調査研究費	議員の行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託のために要する経費
研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員の行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員の行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う活動のために必要な経費

飯能市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯能市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に対し、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付日の15日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(収支報告書等)

第5条 条例第5条第1項に規定する収支報告書は、様式第4号とする。

2 条例第5条第1項の規定により提出する収支報告書には、領収書その他支出を証する書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）及び政務活動事業実績報告書（様式第5号）を添付しなければならない。

3 議長は、条例第5条第1項の規定による収支報告書及び前項の規定による書類が提出されたときは、その写しを速やかに市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を備えるとともに、領収書等の証拠書類を使途基準の科目別に整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年議会規則第2号）

(施行期日)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際限に飯能市議会政務活動費の交付に関する規則の規定によりされた処分の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和４年議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。